

総合医科学研究センターリサーチパークネットワーク環境利用規程

平成 13 年 11 月 1 日施行

総合医科学研究センター

(趣旨)

第 1 条 このネットワーク環境利用規程（以下「利用規程」という）は、総合医科学研究棟内総合医科学研究センターリサーチパーク（以下「リサーチパーク」という）のネットワーク環境を、モラルを維持し、円滑かつ安全に利用するために遵守しなければならない事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 この利用規程は、リサーチパークのネットワーク環境の利用を促し、学術研究に貢献することを目的とする。

(利用資格)

第 3 条 リサーチパークのネットワーク環境を利用できる組織は、次の各号に定めた組織とする。

- (1) リサーチパーク内にて研究を行なう慶應義塾に籍を置く（委嘱、兼担を含む）研究者から成る研究組織
- (2) リサーチパーク内にて慶應義塾と共同で研究を行なう組織
- (3) その他、医学インフォメーションテクノロジーセンター（以下「医学 ITC」という）が認めた組織

(利用申請)

第 4 条 リサーチパークのネットワーク環境を利用しようとする組織は、所定の書類（以下「申請書類」という）により、信濃町研究支援センター（以下「研究支援センター」という）に申請し、承認を受けなければならない。

2 承認事項に変更が生じた場合は、すみやかに変更申請書類を提出し、承認を受けなければならない。

(利用組織の義務)

第 5 条 利用組織は、この利用規程及び医学 ITC が別途定める「リサーチパークネットワーク利用ガイドライン」の事項を構成員に遵守させなければならない。

2 利用組織は、ネットワーク管理責任者を研究代表者とは別に二名選任しなければならない。

- 3 貸与された IP アドレス、ネットワークセグメントは、利用組織が学術研究及びその支援のために利用することとし、学術研究及びその支援以外の利用、若しくは第三者に対する貸与及び譲渡、名義貸、名義変更などはできないものとする。
- 4 利用組織は、学内ネットワーク慶應情報スーパーハイウェイ（以下「KISH」という）の運用に支障を及ぼすような行為をしてはならない。
- 5 利用組織は、KISH を利用して、営利を目的とした行為を行なってはならない。
- 6 利用組織は、KISH を利用して、他者に損害又は不利益を与える行為を行なってはならない。
- 7 利用組織は、KISH を利用して、他者を誹謗中傷する行為を行なってはならない。
- 8 利用組織は、KISH を利用して、他者の著作権及び特許権などの知的財産権を侵害してはならない。
- 9 利用組織は、その他、法令及び社会慣行に反する行為を行なってはならない。
- 10 利用組織は、KISH の利用に際して、医学 ITC の指示に従わなければならない。

（提供されるサービス）

第6条 利用組織は、医学 ITC が別途定める「リサーチパークネットワークサービス規程」に基づきサービスの提供を受けるものとする。

（免責事項及び損害賠償）

第7条 利用組織がリサーチパークのネットワーク環境を利用したことにより発生したいかなる損害についても、学校法人 慶應義塾及びそれに属する組織は、責任を負わない。

2 利用組織がリサーチパークのネットワーク環境を利用することにより他の利用組織、又は第三者に損害を与えた場合、学校法人 慶應義塾及びそれに属する組織は、責任を負わない。

3 利用組織がこの利用規定に違反し KISH に重大な損害を生じさせた場合は、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第8条 リサーチパークのネットワーク環境利用に関する事務は、研究支援センターがこれにあたる。

（雑則）

第9条 この規程に定めない事項及び疑義が生じた場合、必要事項は、研究支援センター、

医学 ITC、インフォメーションテクノロジーセンター本部（以下「ITC 本部」という）で協議し、ITC 運営委員会、医学部教授会の議を経て、総合医科学研究センター長がこれを定める。

（改廃）

第 10 条 この規程の改廃は、研究支援センター、医学 ITC、ITC 本部で協議し、ITC 運営委員会、医学部教授会の議を経て、総合医科学研究センター長がこれを定める。

附則

この規程は平成 13 年 11 月 1 日から施行する。